

7 埼 畜 発 第 192 号
令和 7 年 7 月 25 日

県内馬飼養者 各位

一般社団法人埼玉県畜産会
会 長 清 水 節 男
(公印省略)

令和 7 年度馬インフルエンザワクチン接種推進事業の実施について（御案内）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の事業につきましては、公益社団法人中央畜産会の助成事業として今年度も実施することとなりました。事業内容や補助単価に昨年度からの変更はございません。
参加を希望する方は、下記及び別紙「事業参加の注意点」に御留意いただき、書類の提出をお願いいたします。
不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

記

1 提出期限

令和 7 年 9 月 5 日（金）必着

※上記提出期限を過ぎてからの、申込みは原則受け付けません。

2 提出方法

郵送（〒360-0102 熊谷市須賀広784 （一社）埼玉県畜産会宛）

または、メール（info@saitama.LIN.gr.jp）

3 提出書類

① 馬インフルエンザワクチン接種申出書（馬インフル様式 1－1）

② 馬インフルエンザワクチン接種予定馬一覧（馬インフル様式 1－2）

※ 提出書類は、別紙「今後の書類提出スケジュール」を参照。

担 当：事業推進部 加藤

電話 048-536-5281 FAX 048-539-1011

電子メール info@saitama.lin.gr.jp

事業参加の注意点

■ 次の馬が事業対象となります。

○競走馬以外の農用馬、乗用馬、小格馬、在来馬
乗用馬施設に飼養する馬及び関連馬、種雄馬及びその目的の馬、
共進会等集団施設に係留する馬、市場等を通じ移動予定の馬など

■ 上記の馬でも次の馬は対象外です。計画頭数には含めないでください。

○他の事業で馬インフルエンザワクチン接種の補助金交付の対象となっているもの

■ 年度途中で導入した馬も、接種プログラムに基づいた接種の場合に限り補助対象となります。導入予定がある場合は忘れずに含めてください。

例えば、「春にA農場で補強接種」→「B農場に移動し、秋に補強接種」した場合、B農場の接種が補助対象です。

■ 令和7年度中（令和7年4月～令和8年3月）のワクチン接種が1回のみ等、接種プログラムに基づいていない場合は対象外です。計画頭数には含めないでください。

■ 助成金は、接種プログラムに基づき計画的に複数回接種している馬に対し、ワクチン接種2回分の1/2の金額（ただし、1頭あたり3,940円が上限）が交付されます。

■ ワクチン接種はなるべく令和8年2月27日（金）までに終了するようお願いします。（3月中になる場合は御相談ください）

■ 接種担当獣医師名、事務担当者名等は必ず御記入願います。

■ 接種担当獣医師には当会から指定獣医師としての委嘱状を送付します。途中で担当獣医師が変わった場合は速やかに当会まで連絡願います。

～裏面もご覧ください!!!～

今後の書類提出スケジュール

★ 書類の提出は2回です。

1回目（令和7年9月5日必着）※今回提出

（提出書類）

①馬インフルエンザワクチン接種申出書（馬インフル様式1-1）

②馬インフルエンザワクチン接種予定馬一覧（馬インフル様式1-2）

※書類様式は埼玉県畜産会のホームページにも掲載しております。ダウンロードしていただき、メール（宛先：info@saitama.LIN.gr.jp）に添付するかたちでの提出も受け付けております。

2回目（令和7年12月頃提出）

（提出書類）

③馬インフルエンザワクチン接種報告書(兼)助成金交付申請書（馬インフル様式2-1）

④馬インフルエンザワクチン接種馬一覧（馬インフル様式2-2）

※頭数が多い場合はコピーして使用してください。

⑤馬の健康手帳の表紙・各種予防接種実施証明欄の写し（2回分）等

※申請する馬の頭数分。馬1頭ごとに馬の健康手帳（証明手帳）の表紙と馬インフルエンザの接種証明欄の写し（2回分）をセットにする。

※獣医師の証明書等プログラムに基づいた接種実績が分かるものでも構いません。

※用紙はなるべくA4サイズを使用してください。

⑥予防接種代金の請求書・領収書等の写し（2回分）

※春と秋、2回分の支払いを証する書類（請求書と領収書等）が必要です。ただし1回目を他農場で接種した場合は貴農場で実施された分のみ添付してください。

※請求書だけでなく、支払証拠（領収書や振込票など）も添付してください。

※1頭当たりの接種単価が確認できるものをご用意ください。